

平成20年度市場モニタリングテスト結果

高圧ガス保安法に係る試買テスト

ヘアスプレーなどの
「エアゾール製品」

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

平成20年度、「エアゾール製品」について、高圧ガス保安法施行令関係告示に示す要件（基準）（下記注を参照して下さい。）に対する遵守状況を調査するため、「ヘアスプレー」、「外国製品」、「家庭用クリーナー（ガラスクリーナー、オーブン・換気扇等）」、「制汗消臭剤」、「除菌スプレー」を対象として、計50銘柄を販売店から購入しテストを行いました。

テストの結果、「噴射剤が表示と異なる」、「改正前の高圧ガス保安法による表示及びガス種を示す文字が枠外にある」、「表示の文字が小さい」の表示に関する不適合が各1銘柄であり、50銘柄中、3銘柄が不適合で、全て外国製品のものでした。

なお、このテスト結果を基に、経済産業省から不適合のあった製品の関係事業者に対し改善指導が行われました。

(注)

液化ガスを使用した「エアゾール」は、高圧ガス保安法により、「液化ガス」とみなされ、製造、貯蔵、販売等の規制を受けます。しかし、内容積が1リットル以下等であって、高圧ガス保安法施行令関係告示に示す要件（基準）を満たすものは、同法の適用を除外されています。

この試買テストは、エアゾール製品の安全性確保のため、同法の適用除外製品として市場で販売されているものが、高圧ガス保安法施行令関係告示に示す適用除外の要件（基準）を満たしているかどうかを確認するものです。

適用除外の主な要件（本試買テストのテスト項目）は次のとおりです。

- (1) 内圧が、温度35度においてゲージ圧力0.8MPa以下であること。
- (2) 容器の耐圧性が、温度50度において容器内圧力の1.5倍の圧力で変形せず、かつ、温度50度において容器内圧力の1.8倍の圧力で破裂しないものであること。
- (3) 容器に充てんされた液化ガスを温度48度にしたとき、ガスが漏れないものであること。
- (4) 定められた「表示すべき事項」が表示されたものであること。